

会 議 録

会議名称	令和5年度第4回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会
開催日時	令和5年12月22日(金) 13時30分~15時35分
開催場所	佐倉市健康管理センター 3階大会議室
出席者等	委員:四方田会長、秋山委員、大賀委員、岡田委員、北澤委員、篠塚委員、須藤委員、夏坂委員、秀島委員、三谷委員、山口委員 事務局:福祉部 山本部長 障害福祉課 松澤課長、日暮副主幹、平野主査、土屋主査、東城主査、濱田主任主事 佐倉南図書館 吉尾館長、佐倉図書館 利光館長
会議議題	①佐倉市障害者計画等の素案について(公開) ・ 前回懇話会からの修正(案)について ②その他(公開)
会議経過	別紙 令和5年度第4回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 会議要録のとおり

令和5年度第4回佐倉市障害者計画及び佐倉市障害福祉計画策定懇話会 会議要録

【1 開会】

【2 議題等】

①佐倉市障害者計画等の素案について（公開）

- ・ 前回懇話会からの修正（案）について

②その他（公開）

【3 閉会】

①佐倉市障害者計画等の素案について（公開）

（事務局）

説明1

○資料3-5を基に説明。

アンケート調査報告書（資料3）について、前回懇話会で意見を頂いた年齢別の分析を行い、資料5を作成した。その中でも、年齢別に分析することで特徴が出た結果について、資料3に追記した。更に特出すべき内容は、計画素案（資料1）にも追記した。

【アンケート調査報告書（資料3）及び計画素案（資料1）に反映した内容】

- ・ 「希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか（年齢別）」を資料3のP17に追記。
- ・ 「あなたは、日頃、差別や偏見、疎外感を感じることがありますか（年齢別）」を資料3のP49に追記。
- ・ 「障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、特にどのようなことが必要だと考えますか（年齢別）」を資料3のP54-55に追記。
- ・ （資料1への追記は、新旧対照表（資料2）のP3~4を参照）

また、アンケート調査報告書（資料3）を分かりやすくするために、アンケート調査報告書

【グラフ版】(資料4)を新たに作成した。

質疑

(委員)

- ①障害者数について、資料3のP2と資料1のP5(令和4年度末)で一致しないのはなぜか。
- ②精神障害者は、他の障害と比べ、アンケートの回答率が低いのはなぜか。
- ③佐倉市は、企業に対し、精神障害を理解してもらえるような働きかけは行っているのか。

(事務局)

- ①アンケート調査を実施した令和5年2月時点では、令和4年度末の障害者数のデータがなかったため、令和3年度末の障害者数を参考に調査を行った。
- ②担当者としての推測にはなるが、障害特性から回答に対して拒否感があった人が多くいたのではないかと推測する。
- ③精神障害に限った施策ではないが、令和6年4月に改正される障害者差別解消法について、市の広報誌やホームページにて周知を行っている。周知を通して、民間事業者の障害に対する理解が進むことを期待している。

(委員)

難聴者の場合、身体障害者手帳の対象とならない40-50db程度の難聴から生活に支障が出ている。障害には認定されないが、生活に困難を感じている難聴者の実態を把握できるような調査を市として検討してほしい。

(事務局)

市が調査を実施するにあたっては、身体障害者手帳を所持する人という形で実施しており、障害に認定されない程度の難聴者を市が把握することは難しい現状がある。もし今後、そのような対象者で調査を実施する場合は、千葉県中途失聴者・難聴者協会の会員向け

にアンケートを実施するなどを検討していきたい。

また、令和4年度に厚生労働省が実施する「生活のしづらさなどに関する調査」があった。この調査は、障害者手帳の有無に関わらず実施したものである。今後、難聴者に対する市の施策を検討するにあたっては、この調査結果も参考にできると考える。

説明 2

(事務局)

○資料1及び2を基に説明。

第3回懇話会からの修正点(資料2)は、第3回懇話会の際に提示した素案からの修正点を新旧対照として、まとめたものである。

その内容を反映させたものが、第7次佐倉市障害者計画等【素案】(資料1)である。

資料2を中心に、主な修正点を説明する。

【前回懇話会以降の主な修正点】

- ・ 資料1のP31②権利擁護の推進の「3:成年後見制度の適切な利用を促進し、権利擁護と意思決定支援を実施します。」については、日常生活自立支援事業と両輪で計画に位置づけたらよいのではないか。という意見をいただいていた。この件について、事務局で再検討し、まずは、日常生活自立支援事業の認知が低いため、周知することが大事ではないかということ。そして、権利擁護に関しては、本計画と別に成年後見制度利用促進計画という別の計画の策定を進めているが、その計画との整合を図る必要があるという2点の理由から、P32に記載したような、制度の説明と成年後見制度との関係性を記載する形へと変更した。
- ・ 資料1のP54「ウ 就労系サービス」のところで、障害者総合支援法の改正により、令和7年度以降に新たに実施される「就労選択支援」について、内容及び見込み量を記載した。また、就労選択支援について、具体的な内容が把握できていないところもあるため、「情報収集に努め、適切な支給ができるように準備すること」を今後の方針に記載した。
- ・ 資料1のP62「意思疎通支援事業」の活動指標について、手話通訳者派遣と要約

筆記者派遣は利用者のニーズが違うため、ひとまとめにするのではなく、別々に記載したほうがいいのではないかと意見を頂いた。この件については、それぞれ分けて記載する形へ修正した。

(事務局)

○資料6及び7について説明。

第3回懇話会からの修正点【新旧対照】追加分(資料6)は、本日提示した素案には反映していないが、最終版までに修正する点となるので、確認いただきたい。

計画書の印刷について(資料7)は、本計画書を製本印刷する際に、視覚障害がある方でも読めるようにするための配慮施策の紹介である。具体的には、Uni-Voice やユニバーサルデザインフォントを導入する方針である。

また、障害の理解促進もかねて、令和6年2月に佐倉市立美術館で実施する「障害者作品展」に展示された作品の写真を計画書の冒頭などに掲載する予定である。

質疑

(委員)

資料1のP61に記載がある地域生活支援事業の今後の方針において、障害者ではなく「市民のニーズを把握し、」と記載されているが、あえて市民という言葉を使ったことに意味はあるのか。

(事務局)

地域生活支援事業は、障害者向けのサービスではある。ここであえて市民と記載した理由としては、障害者の家族のレスパイトなどを充実させる施策であるという側面もある点等から、広い意味合いで市民と記載した。

(委員)

①市内の特例子会社について、市は把握しているのか。また、株式会社が障害福祉サー

ビスを提供することに不安を感じることもあるが、佐倉市内にある障害福祉サービス事業所について、市はどのように把握しているのか。

②株式会社が運営するグループホームで、虐待があった場合、市はどのようにかかわりを持っていくのか。

(事務局)

①特例子会社は、市ではなく厚生労働省にて把握している。株式会社でも千葉県の指定を受ければ、障害福祉サービスを実施できる。指定された事業所については、千葉県から情報提供を受けており把握している。

②(施設従事者等による)虐待通報があった場合、市が調査し事実確認を行う。その後、虐待の事実を認定した場合は改善計画の提出を指示し、その後継続してかかわりを持つ。

(委員)

①地域生活支援拠点等を充実させるためには、緊急時の受入れや体験利用の機能を担う短期入所施設の整備が重要だと感じる。利用ニーズも高いはずだが、採算が合わないためか新規に運営する法人が少ない。財政面の措置等、具体的取組について検討してほしい。

②資料IのP28に記載された基本理念と施策の体系について、3分野と10施策は素晴らしいが、それぞれを結び付けるものが不足しているように感じる。ここについて、何か架け橋になるものがないか検討してほしい。

(事務局)

①障害者の地域移行を推進する中で、市ではグループホームに対する運営費補助金事業を実施している。短期入所施設においても、市内の施設数を注視しつつ、必要があれば、支援について検討していく。

②この場でイメージはつかないが、今後検討していきたい。

説明3

(委員)

○「いわゆる障害者雇用ビジネスに係る実態把握の取り組みについて」(参考資料)について概要説明。

②その他(公開)

特になし

(事務局)

本日頂いた意見を基に事務局にて更なる検討を進める。今後は、市民へ意見公募を行い、計画案に変更があった場合には、追ってお知らせする。

4回にわたる懇話会に出席及び意見を発言いただき、感謝申し上げます。

(以上)